

(目的)

第1条 この告示は、本市への移住（転勤、赴任又は婚姻による移住を除く。以下同じ。）を検討している者（以下「移住検討者」という。）に対し、本市の風土及び日常生活を体験させる四国中央市お試し移住事業（以下「事業」という。）を実施することにより、本市への移住を促進することを目的とする。

(対象者)

第2条 事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、移住検討者のうち、次に掲げるものとする。

(1) 市外に住所を有する者（外国人にあつては、市外に住所を有し、かつ、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第2に規定する永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等若しくは定住者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第3条に規定する特別永住者の在留資格を有する者）

(2) 満18歳以上の者

(3) 出張、旅行その他の移住以外の目的でない者

(4) 四国中央市暴力団排除条例（平成23年四国中央市条例第30号）第2条第3号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者でないもの

(事業の実施)

第3条 事業は、市が所有する次条第1項に規定する住宅を対象者が一時的に使用することにより実施するものとする。

2 事業の実施は、一対象者につき2回までとする。

(住宅)

第4条 事業において市長が使用させることができる住宅（以下「住宅」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
新宮お試し移住体験住宅	新宮町新宮 1015 番地 2

2 住宅の使用期間は、市長が別に定めるものとする。

3 住宅の使用料は、無料とする。ただし、交通費、食費、消耗品費その他の生活に要する費用は、この限りでない。

(申請)

第5条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、事業利用申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに市長に申請しなければならない。

(1) 運転免許証、マイナンバーカードその他の官公署が発行した顔写真付きの身分証明書の写し

(2) 誓約書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(利用の承認決定通知等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、事業の利用を承認することと決定したときは必要な条件を付して事業利用承認決定通知書(様式第2号)により、承認しないことと決定したときは事業利用不承認決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(利用の承認の取消し)

第7条 市長は、前条の規定による利用の承認決定の通知を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、事業の利用の承認を取り消すことができる。

- (1) この告示に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により事業の利用の承認を受けたとき。
- (3) 前条に規定する条件に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

(立入り)

第8条 市長は、住宅の管理上の必要があるときは、当該住宅に立ち入ることができる。

2 利用者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定による立入りを拒否することはできない。

(損害賠償)

第9条 利用者は、自らの責めに帰すべき理由により住宅を破損し、又は滅失したときは、直ちに市長に報告し、その損害を賠償しなければならない。

(免責)

第10条 市長は、住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該住宅及びその敷地内で発生した事故について、賠償の責めを負わないものとする。

(その他)

第11条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

事業利用申請書

年 月 日

四国中央市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

次のとおり事業を利用したいので、四国中央市お試し移住事業実施要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

住宅の名称及び位置					
住宅を使用する者	氏名	住所	生年月日	職業	申請者との続柄
					本人
使用期間					
目的					

備考 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 運転免許証、マイナンバーカードその他の官公署が発行した顔写真付きの身分証明書の写し
- (2) 誓約書
- (3) 市長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

事業利用承認決定通知書

第 号
年 月 日

様

四国中央市長

印

年 月 日付けで申請のあった事業の利用については、次のとおり承認することと決定したので、四国中央市お試し移住事業実施要綱第6条の規定により通知します。

- 1 住宅の名称
- 2 承認の条件

様式第3号（第6条関係）

事業利用不承認決定通知書

第 号
年 月 日

様

四国中央市長

印

年 月 日付けで申請のあった事業の利用については、次のとおり承認しないことと決定したので、四国中央市お試し移住事業実施要綱第6条の規定により通知します。

1 不承認の理由